## 令和6年能登半島地震に伴う主な被災者支援策

令和7年10月29日現在 高岡市被災者支援・復旧対策本部

## 個人の方向け

項目	対象者	支援内容	問合せ先
見舞金			
知事見舞金【県】	り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半	住家に被害を受けた県民に、災害見舞金を支給	社会福祉課
※令和7年3月31日	壊」「中規模半壊」「半壊」と判定された世帯	(全壊:10万円、半壊:5万円)	TEL 0766-20-1366
申請受付終了			
災害見舞金【市】	り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半	住家に被害を受けた市民に、災害見舞金を支給	社会福祉課
※令和7年3月31日	壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」と判定された世帯	(全壊:10万円、半壊:5万円、準半壊:2万円)	TEL 0766-20-1366
申請受付終了			
災害見舞金【共同募金	り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半	住家に被害を受けた市民に、災害見舞金を支給	高岡市共同募金委員会
会】	壊」「中規模半壊」「半壊」と判定された世帯	(全壊:2万円、半壊:1万円)	(高岡市社会福祉協議会)
※令和6年12月27日			TEL 0766-23-2917
申請受付終了			FAX 0766-26-2379
			高岡市清水町1-7-30
義援金	1		L
災害義援金【県】	り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半	県配分委員会にてとりまとめた義援金を災害により人的・住家	社会福祉課
	壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「一部損壊」と判定	被害を受けた市民に支給	TEL 0766-20-1367
	された世帯	(人的被害:死亡100万円、重傷:50万円)	
		(住家被害:全壊180万円、大規模半壊135万円、中規模半壊90	
		万円、半壊45万円、準半壊18万円、一部損壊6万円)	
		※支給額は一次~三次配分の合計額です。	
		※令和7年12月26日まで申請受付	
生活支援			
就学援助費の支給【市】	能登半島地震により被災し、経済的に就学困難となり、特例	学校にかかる費用の一部を援助	学校教育課または各学校
※令和7年3月31日	の認定基準に該当することとなった児童・生徒の保護者	・学用品費、校外活動費、体育実技用具費等を高岡市で定めた	TEL 0766-20-1451
+ = = 11/4 =		一定金額の範囲内で支給	
申請受付終了		次显成了中国13 C 入间	

				1 -1 - 1 10 10 1 11 11 10 10 10 11 11 11
6	災害ボランティアの派遣	ボランティアの支援が必要な方	被災した住宅の片付けや家具の移動・搬出、泥だしなど	高岡市災害ボランティアセンター
	【社会福祉協議会】		依頼受付:電話・FAX	(高岡市社会福祉協議会)
			受付時間:午前9時~午後4時	TEL 0766-23-2917
				FAX 0766-26-2379
				高岡市清水町1-7-30
7	公費解体のための片付け	公費解体のため片付けることとなった家具や家電等を持ち込	持ち込まれた片付けごみの無料受け入れ	環境政策課
	ごみの受け入れ【市】	まれる方	【受入先】高岡市ストックヤード(長慶寺640)	TEL 0766-22-2144
			※積みおろしはご自身でお願いします。	
			※事業実施通知書等を持参ください。	
8	緊急移住支援金【市】	次のいずれかに該当する市内で新たに住宅を確保し、令和6	○交付金額:20万円(転居または転入した世帯の人数が1人の	企画課
	※令和7年1月31日	年1月1日から令和6年12月31日までに転居または転入した	場合は10万円)	TEL 0766-20-1101
	申請受付終了	世帯	※り災証明書に記載された世帯につき1回のみ交付	
		※親族や知人宅等で同居する方は対象外	※10「被災者引越支援事業」との併用不可	
		①市内転居した世帯		
		り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半		
		壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の世帯		
		②災害救助法適用市町村から転入した世帯		
		り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半		
		壊」「中規模半壊」「半壊」の世帯		
9	被災者転入支援【市】	り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半	令和7年1月1日から令和8年3月31日までに行った引越業者	建築政策課
		壊」「中規模半壊」「半壊」で、令和7年1月1日以降に転	または運送業者を利用した引越費用を支援(上限:10万円)	TEL 0766-30-7291
		入した世帯	※令和8年3月31日まで申請受付	
10	被災者引越支援【市】	   り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半	   引越業者または運送業者を利用した引越費用を支援(上限:10	
			万円)	TEL 0766-30-7291
			~~~  ※概ね10世帯以上がまとまって転居される場合は上限:15万円	
			※8「緊急移住支援金  との併用不可	
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
ı				

11	被災浄化槽修繕等事業費	被害を受けた浄化槽の所有者で、次のいずれかに該当する方	①合併処理浄化槽の修繕等に要した経費(ただし補助申請後環	環境政策課
	補助金【国・市】	①下水道計画の無い地域にお住まいの方で、合併処理浄化槽	境大臣に協議し承認された額)	TEL 0766-22-3212
		を修繕・更新もしくは単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ	5 人槽:上限160万円・7 人槽:上限180万円・10人槽:上限	
		転換する方	200万円	
		②下水道が未整備の地域にお住まいの方で、合併処理浄化槽	②合併処理浄化槽の修繕等に要した経費の2分の1	
		を修繕もしくは更新する方(単独処理浄化槽の修繕等は対象	5 人槽:上限13万円・7 人槽:上限15万8千円・10人槽:上限	
		外)	22万円	
			※令和7年12月26日まで申請受付	
資	金貸付			
12	災害援護資金貸付金	災害時に市内に居住し、次のいずれかに該当する世帯	被災世帯の生活の立て直しに資するため、資金を貸付(貸付限	社会福祉課
	【国・県】	①世帯主が重症を負った世帯	度額:被害の状況等に応じて150~350万円)	TEL 0766-20-1366
	※令和7年3月31日	②り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半		
	申請受付終了	壊」「中規模半壊」「半壊」の世帯		
		③家財等に3分の1以上の被害があった世帯		
13	生活福祉資金の貸付【社	低所得者世帯、障がい者世帯または高齢者世帯	○貸付対象内容:	高岡市社会福祉協議会
	会福祉協議会】		①臨時的に必要となる経費:150万円	TEL 0766-23-2917
			②住宅の補修、改築等に必要な経費:250万円	高岡市清水町1-7-30
			○利率:無利子(連帯保証人がいない場合は年1.5%)	
			○償還期間:6ヶ月以内の据置期間(災害の状況に応じて2年	
			以内)経過後7年以内	
14	生活福祉資金(緊急小口	被災された方で、当座の生活費を必要とする世帯(被災地か	○貸付限度額:1世帯につき1回のみ10万円(特別な場合20万	高岡市社会福祉協議会
	資金) の貸付【社会福祉	らの避難世帯含む)	円まで可)	TEL 0766-23-2917
	協議会】		○利率:無利子(償還期限後は残元金に対して年3.0%の延滞利	高岡市清水町1-7-30
	※令和7年9月30日		子発生)	
	申請受付終了		○償還期間:1年以内の据置期間経過後2年以内	
15	災害復旧資金の貸付(富	富山県内に居住し、同一事業所に1年以上継続して勤務して	住宅および生活の復旧等に必要な資金を貸付け	北陸労働金庫の富山県内各支店
	山県勤労者生活資金融資	いる方	○融資限度額:150万円	
	制度)【北陸労働金庫】		○融資利率:年2.2%(保証料別途)	
			○返済期間:5年以内	

建	建物等の解体・撤去				
16	被災家屋等の解体・撤去	○り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半	○公費解体	環境政策課	
	【国】	壊」「中規模半壊」「半壊」と判定された家屋	被災家屋等の所有者の申請に基づき、市が所有者の代わりに解	TEL 0766-22-2144	
	※令和7年3月31日	○生活環境保全上の支障を除去し、二次災害を防止するため	体・撤去を実施		
	申請受付終了	に解体・撤去が必要であると市が認める土蔵、納屋、空き家	○費用償還(自費解体)		
		等	市による公費解体実施までの間に、所有者自身が解体・撤去し		
		※被災家屋等の一部解体は対象外	た場合の工事費用を償還		
			※所有者が支払った額と市が算定した額を比較し低い方を償還		
			額として決定するため、全額償還とならない場合があります。		
			※やむを得ない理由により期日まで申請できなかった方は問合		
			せ先までご相談ください。		
17		□ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	  住宅等の除却工事に要する経費(上限:20万円)		
	【市】	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	※部分解体が対象になる場合もあります。	TEL 0766-30-7291	
			※令和7年度から準半壊以上に対象を拡大		
		有者等			
18	老朽危険空き家除却支援	昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅の所	空き家の除却工事に要する対象経費の2分の1(上限:50万	建築政策課	
	【市】	有者および法定相続人等	円)	TEL 0766-30-7291	
			※現地調査が必要		
19	たかおか空き家除却支援	昭和56年5月31日以前に着工された用途地域内にある一戸建	空き家の除却工事に要する対象経費の3分の1(上限:20万	建築政策課	
	【市】	ての住宅の所有者および法定相続人等	円)	TEL 0766-30-7291	
		※老朽空き家は市内全域を対象、現地調査が必要	※令和7年度から対象地域を拡大		
20	ひとり暮らし高齢者世帯	市内に住所を有する満65歳以上のひとり暮らしの世帯で、災	家屋等の災害廃棄物や解体家屋の片付けごみの回収	環境政策課	
	の災害廃棄物の回収	害廃棄物を自宅から搬出することが困難な方		TEL 0766-22-2144	
	【市】				
	※令和7年3月31日				
	申請受付終了				

21	倒壊したブロック塀等の	倒壊したブロック塀等を持ち込まれる方	持ち込まれたブロック塀等の無料受け入れ	環境政策課
	受け入れ【市】		【受入先】高岡市ストックヤード(長慶寺640)	TEL 0766-22-2144
	※令和7年3月31日		※積みおろしはご自身でお願いします。	
	受け入れ終了		※り災証明書または被災状況の分かる写真(画像)を持参くだ	
			さい。	
22	地震被害ブロック塀等撤	道に面するブロック塀等で、地震により倒壊の恐れがあるも	ブロック塀等の撤去費用の補助(上限:2万円)	建築政策課
	去支援【市】	のを撤去する方		TEL 0766-20-1429
	※令和7年3月31日			
	申請受付終了			
住!	宅の確保			
23	賃貸型応急住宅の提供	①り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半	民間賃貸住宅を借りる際の家賃等を負担	建築政策課
	【国】	壊」「中規模半壊」「半壊」で、住宅として再利用ができ	(限度額あり)	TEL 0766-20-1403
	※令和7年3月31日	ず、やむを得ず解体を行う方	原則:2年間	
	申請受付終了	②二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある等、長期	※住宅の応急修理を併用する場合は発災日から6か月以内	
		にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める方		
24	市営住宅等への一時入居	地震により住宅に被害を受け住宅を確保することが困難と認	原則入居日から6か月の間(やむを得ない事情と認められる場	建築政策課
	【市】	められる場合	合、1年間まで延長可)使用料を免除した上で提供(ただし、	TEL 0766-20-1403
			退去時には修繕費(清掃費等)が必要)	
25	住宅の応急修理(日常生	り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半	屋根、壁、床等の修理費用(全壊~半壊の場合:上限70万6千	建築政策課
	活に必要な最小限度の部	壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」で、屋根、壁、床等	円、準半壊の場合:上限34万3千円)	TEL 0766-20-1429
	分の修理)【国】	の日常生活に必要不可欠な部分を修理する方	※16「被災家屋等の解体・撤去【国】」との併用不可	
	[10月29日更新]		※令和8年10月30日までに完了報告が必要	
26	生活再建支援金の支給	り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半	住宅の被害程度と住宅の再建方法等に応じて支援金を支給	社会福祉課
	【国】	壊」「中規模半壊」の世帯等	※基礎支援金は令和8年1月31日まで、加算支援金は令和9年	TEL 0766-20-1366
			1月31日まで申請受付	
27	生活再建支援金の支給	り災証明書の「住家の被害の程度」が「半壊」の世帯等	住宅の再建方法等に応じて支援金を支給	社会福祉課
	【県】		※基礎支援金は令和8年1月31日まで、加算支援金は令和9年	TEL 0766-20-1366
			1月31日まで申請受付	
28	生活再建特例支援金の支	り災証明書の「住家の被害の程度」が「準半壊」の世帯等	住宅の再建方法等に応じて支援金を支給	社会福祉課
	給【市】		※基礎支援金は令和8年1月31日まで、加算支援金は令和9年	TEL 0766-20-1366
			1月31日まで申請受付	

29	被災木造住宅耐震改修支	液状化被害等を受け、り災証明書の「住家の被害の程度」が	建替や改修に要する費用を補助(上限:140万円)	建築政策課
	援【県・市】	「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」	※令和7年度から補助上限を増額	TEL 0766-20-1429
		「一部損壊」の世帯等で、かつ耐震診断により耐震性が不足		
		していると認められる木造住宅の所有者		
		※一部損壊については、宅地に沈下や傾斜が生じたものが対		
		象		
30	被災住宅沈下傾斜対策支	次の①~③を全て満たすもの	床、壁、柱等の傾斜の修繕に要する費用を補助(上限:30万	建築政策課
	援【市】	①り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半	円)	TEL 0766-20-1429
		壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「一部損壊」である		
		もの		
		②床、壁、柱等に傾斜が生じ、修繕するもの		
		③27「被災木造住宅耐震改修支援」の交付を受けないもの		
31	耐震診断支援【市】	次の①と②を満たすもの	耐震診断に要する費用のうち自己負担分を補助(上限:6千	建築政策課
		①り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半	円)	TEL 0766-20-1429
		壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「一部損壊」である		
		もの		
		②富山県建築士事務所協会による耐震診断を受けたもの		
32	液状化被害宅地復旧支援	り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半	住宅の用に供されていた宅地の復旧や地盤改良、住宅基礎の傾	建築政策課
	【県・市】	壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「一部損壊」である	斜修復を支援(上限:766万6千円)	TEL 0766-20-1429
		もの		
		※一部損壊については液状化によるものが対象		
33	自宅再建時の借入金に係	り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半	県内で住宅を新築、購入または補修するために金融機関等から	富山県建築住宅課
	る利子助成【県】	壊」「中規模半壊」「半壊」であり、要件を満たす方	融資を受けた場合、借入額にかかる利子について、1世帯(1	TEL 076-444-3355
		※詳細はお問い合わせください。	軒)あたり1回限り、上限300万円を助成	
34	被災者新生活応援事業	り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半	令和6年1月1日から令和8年3月31日までに取得した新耐震	建築政策課
	【市】	壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「一部損壊」で、被	基準等を満たす空き家の居住性の向上に必要な工事費用(上	TEL 0766-30-7291
		災時の住居と同一中学校区内で新たに空き家を取得し、居住	限:20万円)	
		した世帯	※ただし固定されない物品等の購入や設置に要する費用を除く	
ī	<sup>ち税</sup> 等の減免など			
35	市税の徴収猶予【市】	財産が被災したことにより著しく納税が困難となった方	災害に起因し納税をすることができないと認められる金額を限	納税課
			度として、申請に基づき審査の上、原則1年以内の一定期間、	TEL 0766-20-1277
			納税を猶予	
•				6/10

36	固定資産税(土地)の特	地震により滅失・損壊した住宅の敷地(被災住宅用地)を所	被災後2か年度分にわたり、地震により滅失・損壊した住宅の	資産税課
	例【市】	有されている方	敷地を住宅用地とみなし、住宅用地特例を適用	TEL 0766-20-1267
	※令和7年1月31日			
	申請受付終了			
37	固定資産税(家屋)の特	地震により滅失・損壊した家屋を所有されている方	地震により滅失・損壊した家屋に代わる家屋を令和11年3月31	資産税課
	例【市】		日までに取得等した場合に、課税標準を4か年度分にわたり価	TEL 0766-20-1274
			格の2分の1とする等の特例を適用	
			※取得等した翌年の1月31日まで(31日が休日の場合は翌営業	
			日まで)申請受付	
38	固定資産税(家屋)の減	固定資産税の課税世帯で、り災証明書の「住家の被害の程	申請に基づき審査の上、住家の被害の程度に応じて固定資産税	資産税課
	免【市】	度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の方	を減免	TEL 0766-20-1274
	※令和7年1月31日			
	申請受付終了			
39	個人市・県民税の減免	個人市・県民税が課税されているり災家屋所有者で、り災証	申請に基づき審査の上、住家の被害の程度などに応じて個人	市民税課
	【市】	明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中	市・県民税を減免	TEL 0766-20-1257
	※令和7年3月31日	規模半壊」で、かつ著しく納税が困難となった方		
	申請受付終了			
40	所得税等の軽減または免	地震により住宅や家財などに損害を受けた方	確定申告において、所得税法に定める雑損控除もしくは災害減	高岡税務署個人課税第一部門
	除【国】		免法に定める税金の軽減免除を適用	TEL 0766-21-2501(代表)
			※被害状況等によって対象にならない場合もありますので、電	(自動音声案内「2」)
			話にて事前予約の上、ご相談ください。	
41	国民健康保険税の減免	国民健康保険の被保険者がいる世帯で、り災証明書の「住家	申請に基づき審査の上、住家の被害の程度に応じて国民健康保	保険年金課
	【市】	の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」	険税を減免	TEL 0766-20-1357
	※令和7年3月31日	「半壊」の世帯		
	申請受付終了			
42	国民健康保険一部負担金	国民健康保険の被保険者で、次のいずれかに該当する方	医療機関等の窓口で一部負担金の免除証明書を提示すること	保険年金課
	の免除【市】	①り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半	で、医療保険の一部負担金の支払いを免除	TEL 0766-20-1361
	※令和7年9月診療分	壊」「中規模半壊」「半壊」の方		
	までで終了	②主たる生計維持者が、死亡または重篤な傷病を負った方、		
		行方が不明である方、業務を廃止または休止した方、失職し		
		現在収入がない方		
	L	•	•	

43	後期高齢者医療保険料の	後期高齢者医療保険の被保険者がいる世帯で、り災証明書の	申請に基づき審査の上、住家の被害の程度に応じて減免や納付	保険年金課
	減免・徴収猶予【市】	「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半	を猶予	TEL 0766-20-1481
	※令和7年3月31日	壊」「半壊」の世帯		
	申請受付終了			
44	後期高齢者医療一部負担	後期高齢者医療の被保険者で、次のいずれかに該当する方	医療機関等の窓口で一部負担金の免除証明書を提示すること	富山県後期高齢者医療広域連合
	金の免除【富山県後期高	①り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半	で、医療保険の一部負担金の支払いを免除	TEL 076-465-7502
	齢者医療広域連合】	壊」「中規模半壊」「半壊」の方		保険年金課
	※令和7年9月診療分	②主たる生計維持者が、死亡または重篤な傷病を負った方、		TEL 0766-20-1481
	までで終了	行方が不明である方、業務を廃止または休止した方、失職し		
		現在収入がない方		
45	介護保険料の減免・徴収	介護保険の被保険者(65歳以上)がいる世帯で、り災証明書	申請に基づき審査の上、住家の被害の程度に応じて減免や納付	長寿福祉課
	猶予【市】	の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模	を猶予	TEL 0766-20-1375
	※令和7年3月31日	半壊」「半壊」の世帯		
	申請受付終了			
46	介護サービスの利用者負	次のいずれかに該当する方	事業所等の窓口で免除証明書を提示することで、介護サービス	長寿福祉課
	担額の免除【市】	①り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半	の利用者負担額の支払いを免除	TEL 0766-20-1375
	※令和7年9月利用分	壊」「中規模半壊」「半壊」の世帯		
	までで終了	②主たる生計維持者が、死亡または重篤な傷病を負った方、		
		行方が不明である方、業務を廃止または休止した方、失職し		
		現在収入がない方		
47	障がい福祉サービスの利	利用者負担額に上限額のある方で、次のいずれかに該当する	事業所等の窓口で免除の記載のある受給者証を提示すること	社会福祉課
	用者負担額の免除【市】	方	で、障がい福祉サービスの利用者負担額の支払いを免除	TEL 0766-20-1369
	※令和7年9月利用分	①り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半		
		壊」「中規模半壊」「半壊」の世帯		
		②主たる生計維持者が、死亡または重篤な傷病を負った方、		
		行方が不明である方、業務を廃止または休止した方、失職し		
		現在収入がない方		
48		子どもが保育所等に在園中の、り災証明書の「住家の被害の	申請に基づき審査の上、保育料を減免	子ども・子育て課
		程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の		TEL 0766-20-1377
	までで終了	世帯で、かつ保育料の納入が困難となった方		

49	国民年金保険料の免除	国民年金保険の被保険者であり、免除要件に該当する世帯	申請に基づき審査の上、住家の被害の程度に応じて免除	高岡年金事務所
	【日本年金機構】	(詳細については、市または年金事務所へ直接お問い合わせ	※令和8年6月納期限分まで対象	TEL 0766-21-4180
		ください。)		(自動音声案内「2」→「2」)
				保険年金課
				TEL 0766-20-1363
50	水道料金・下水道使用料	【り災証明書を取得された方】	1か月分の水道料金・下水道使用料の基本料金を減免	水道料金センター
	の減免【市】①	り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半	※検針は2か月に一度のため、使用者により減免対象月が異な	TEL 0766-20-1616
	※令和7年3月31日	壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の水道使用者	ります。なお、り災証明書の取得が2、3月検針に間に合わな	
	終了	【伏木、古府、太田各地区の方】	い場合は、検針月に関わらず、1か月分を減免します。	
		地震による液状化等によりライフラインの損傷が激しく、長	※井戸等(水道水以外の水)使用時の下水道使用料は対象とな	
		期にわたり断水や下水道の使用ができず、生活に大きな影響	りません。	
		のあった伏木、古府、太田の各地区の水道使用者	※申請手続は不要です。ただし、「水道料金・下水道使用料の	
			減免【市】②」に該当する場合は、申請書等を提出してくださ	
			l'.	
			偶数月検針(古府、太田地区を含む)令和6年2月検針	
			奇数月検針(伏木地区を含む) 令和6年3月検針	
51	水道料金・下水道使用料	【水道使用量が大幅に増えた方】	前年同期と前回の使用水量を比較して少ない水量を今回の使用	水道料金センター
	の減免【市】②	地震による漏水等により水道使用量が大幅に増加した水道使	水量とし、その水量を超えた水量を減免	TEL 0766-20-1616
	※令和7年3月31日	用者	※井戸等(水道水以外の水)使用時の下水道使用料は対象とな	
	申請受付終了		りません。	
			※申請書等を提出してください。	
52	建築確認申請手数料等の	り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半	被災した住宅に代わる住宅の建築確認申請等の手数料を減免	建築政策課
	減免【市】	壊」「中規模半壊」「半壊」の判定を受けた方		TEL 0766-20-1429

## 令和6年能登半島地震に伴う主な被災者支援策

令和7年10月29日現在

7	その他					
53	図書館図書等の取扱い	図書館の図書等を損傷または滅失した方	り災証明書等の提出により賠償を免除	中央図書館		
	【市】			TEL 0766-20-1566		
54	母子保健サービスの提供	災害救助法の適用を受けた地域から高岡市に避難されてきた	・母子健康手帳の交付 (再交付)	健康增進課		
	【市】	妊産婦および乳幼児	・妊婦一般健康診査(医療機関実施)の受診票の交付	TEL 0766-20-1344		
			・1か月児健診、6~7か月児健診、9~10か月児健診(医療			
			機関実施)の受診票の交付			
			・3か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診(集団実施)			
			の受診			
			・産後ケア事業の利用			
			・乳幼児等の定期予防接種			